

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令甲第五十三號

各 廳 中 一 般 廳

鳥取縣終戰處理費物品出納規程を次のように定める。

昭和二十二年十一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

終戰處理費物品出納規程

第一條 この規程に物品と稱するは終戰處理費に屬する

器具、器械備品、消耗品資材その他一切の動産をいう。

第二條 物品は備品、消耗品の二種に大別して整理しな

ければならない。但しその類別は鳥取縣國費所屬物品
取扱細則による。

第三條 この規程に物品出納命令官と稱するは知事及び

昭和二十二年十一月十四日
第千八百六十號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A列5

西伯地方事務所長をい、物品會計官吏と稱するは出納長、分任物品會計官吏と稱するは渉外事務所長、會計課長、職業安定課長、建築課長及び主任露出納員をいう。

第四條 物品の出納は物品出納命令官の命令によつて物品會計官吏又は分任物品會計官吏がこれを行わなければならない。

第五條 物品出納の命令は物品出納命令官の檢印ある受入又は拂出の仕出文書を以てすることができる。

第六條 物品出納命令官は必要があると認めるときは、分任物品會計官吏のもとに物品取扱主任を置き共用物品等を取扱わせることができる。

第七條 連合軍に提供する物品の受拂は連合軍の要求により又はその要求を充足するため購入した場合及びその物品が連合軍の使用解除となり引渡しを受けた場合

生産地域 登録番號	出荷機、關名	所在地	登録者氏名
鳥取市	鳥取市園藝組合	鳥取市吉方町七八四	竹谷正信
米子市	丹農青果物出荷組合	米子市万能町五	足鹿覺
同	米子市蔬菜出荷組合	同 角盤町三丁目六	吉井泰治
岩美郡	岩美郡青果物出荷組合聯合會	鳥取市東品治町二六	大橋安正
八頭郡	八頭郡園藝組合聯合會	八頭郡賀茂村那家四九二	西尾圭介
氣高郡	氣高郡西部園藝出荷組合	氣高郡正條村勝見六六〇	島澤太郎
同	同 東部同	同 湖山村湖山一五八八	坂本条太郎
東伯郡	久米青果物出荷組合	東伯郡社村園分寺三〇二	深田義人
同	飯友同	同 浦安町上伊勢一三〇	近池利勝
同	由良地區青果物出荷組合	同 由良町由良宿	福本嘉藏
西伯郡	田農兩伯同	同 米子市萬能町五	足鹿覺
同	弓ヶ濱同	同 西伯郡彦名村弓ヶ濱	藤岡重美
同	汗入同	同 所子村國信五四四	堤島計治
同	箕紋屋七ヶ村同	同 大高村	加藤龍夫

鳥取縣告示第五百十四號
動力取扱業免許證を次の者に對し下附した。
昭和二十二年十一月十四日

鳥取縣知事 西尾愛治
住 所 氏 名 生年月日
東伯郡高城村福積五三九 西尾 次男 明三七、一一、一一

鳥取縣告示第五百十五號
價格等取締規則第三條による届出を次のよりに受理した。
昭和二十二年十一月十四日
鳥取縣知事 西尾愛治

一、届出人、住所、氏名
米子市岩倉町四六 茂理 夫 二

二、品名及び價格
品名 單位 販賣業者販賣價格
榮養代用食 一個三〇分以上 五圓〇〇

鳥取縣告示第五百十六號
價格等取締規則第三條の規定により届出があつたので受理した。
昭和二十二年十一月十四日
鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣告示第五百十七號
物價統制令第四條の規定により黃蜀葵の販賣價格の統制額を次のように指定し昭和二十一年八月鳥取縣告示第三百三十七號(黃蜀葵の販賣價格の統制額指定の件)はこれを廢止する。
昭和二十二年十一月十四日
鳥取縣知事 西尾愛治

一、届出人住所、氏名
鳥取市二階町三丁目三〇鳥取縣菓子商業協同組合
理事長 寺崎 宇 助

二、届出品名及び價格
品名 單位 加工賃
おとし委託加工賃 穀類七〇分につき製 三五圓〇〇
品一〇〇分以上渡し

黃蜀葵の販賣價格の統制額(正味一貫匁當)
七、八、九、一〇月出荷のもの 其の他の月出荷のもの
生産者販賣價格 販賣業者 生産者販賣價格 販賣業者
上 七〇圓〇〇 七二圓一〇 五五圓〇〇 五六圓七〇

